

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	指定登録機関の指定の取消、登録事務の停止命令		
根拠法令及び条項	高齢者の居住の安定確保に関する法律第38条第1項、第2項		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第1号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
処分基準	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) 高齢者の居住の安定確保に関する法律 (指定の取消し等) 第三十八条 都道府県知事は、指定登録機関が第二十九条各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。 2 都道府県知事は、指定登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。 一 第二十八条第四項の規定により読み替えて適用する第七条、第八条、第九条第三項及び第四項(第十一条第四項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)、第十条又は第十三条の規定に違反したとき。 二 第三十一条第二項、第三十四条又は前条第一項の規定に違反したとき。 三 第三十三条第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。 四 第三十三条第三項又は第三十五条の規定による命令に違反したとき。 五 第三十条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。 六 登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき、又は法人にあってはその役員が登録事務に関し著しく不適当な行為をしたとき。 七 不正な手段により指定を受けたとき。		
	処分基準 設定年月日	平成23年10月20日	処分基準 最終変更年月日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。